

平成 25 年度 第 1 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成25年8月26日（月） 13：30～15：30
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室 I
出席者	委員長 神部 智司 委 員 宮崎 睦雄，森川 太一郎，宮平 太，堺 執，中野 久美子， 魚崎 須美，松矢 欣哲，上田 晴男，寺本 慎児 委員以外 脇 朋美，上原 秀之，山岸 吉広 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海，吉川 里香，南 由優 芦屋市介護保険課 奥村 享央，廣瀬 香
会議の公表	☒ 公 開 ☐ 非公開 ☐ 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1)平成 2 5 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (2)養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告
- (3)その他

2 資料

事前資料

- 資料 1 平成 24 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料 2 第 2 次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（推進目標 4）
- 資料 3 第 6 次芦屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画における権利擁護の位置づけ
- 資料 4 2013 年度（平成 25 年度）芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 5 芦屋市権利擁護支援センター2013（平成 25）年度事業計画（案）
- 資料 6 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員名簿

当日資料

- 当日配布資料 1 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応フロー
- 当日配布資料 2 平成 25 年度権利擁護支援者養成研修チラシ
- 当日配布資料 3 平成 25 年度権利擁護支援者養成研修カリキュラム
- 当日配布資料 4 「障害者福祉施設従事者等による虐待に関する研修」進捗状況

参考資料

- 参考資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 参考資料 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

3 審議内容

(1) 平成25年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

事前資料1 平成24年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告 の説明
(事務局 細井)

今年度は社会福祉協議会とPASネットが共同受託し、権利擁護支援センターの機能強化を目指して、地域づくりにも力を入れて事業を展開しているところです。

改めて「権利擁護」が芦屋市の計画にどのように位置づけられ、また社会福祉協議会の計画で謳われているか、また芦屋市権利擁護支援センターの事業計画への反映内容について、説明させていただきます。

事前資料2 第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票(推進目標4)

事前資料3 第6次芦屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画における権利擁護の位置づけ

事前資料5 芦屋市権利擁護支援センター2013(平成25)年度事業計画(案)

事前資料6 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員名簿 の説明
(事務局 脇)

PASネットの法人後見機能に関して説明します。PASネットが法人後見を受けている件数は今年度は11件で、類型の内訳は後見7件、保佐4件です。また、権利擁護支援センターで受任はしていませんが、成年後見の申立て支援を17件行いました。その内容は、家族が申し立てをする場合の支援や、法律家に申し立て支援を依頼する場合に、法律家との繋ぎを行うといった支援をしています。また成年後見制度の補完的な事業として、福祉サービス利用援助事業を行っており、現在の利用件数は15件です。なお、この事業は社会福祉協議会でも行っていますが、そちらで適用外となった方に関して権利擁護支援センターでお受けしております。

事前資料4 2013年度(平成25年度)芦屋市権利擁護支援センター事業計画

当日配布資料4 「障害者福祉施設従事者等による虐待に関する研修」進捗状況
(事務局 山岸)

今年度の芦屋市権利擁護支援センター事業計画では、障がい当事者への啓発及び障害福祉施設従事者等による虐待に関する研修会を実施することを組み込んでいきます。権利擁護に関する施設での困りごとの具体的内容を研修会に盛り込んでいきたいと考えており、施設のヒアリングだけでなく、施設の職員向けのアンケートを作成しました。アンケートの項目について、ご意見、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いします。

当日配布資料2 平成25年度権利擁護支援者養成研修チラシ

当日配布資料3 平成25年度権利擁護支援者養成研修カリキュラム
(事務局 脇)

権利擁護支援者養成研修は今年で4年目となり、今年は8月に2日に分けて説明会を行いました。23名の参加があり、70歳以上の方の参加もありました。研修の受講希望の締め切りは31日で、現時点で受講希望者は15名です。今年のカリキュラムでは、介護相談員に関連する内容を増やしています。また、受講者同士が研修の早い段階でコミュニケーションを取れるように日程や内容を組んでいます。

これまでの養成研修の受講者はすでに100名を超えており、今後は、その方々のフォローアップや、活動の場の提供についても力を入れていきたいと考えていま

す。

(神部委員長)

平成24年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告の説明について、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。

事前資料1の1枚目で、「専門相談員による相談・支援」の中での、経路別新規相談件数の「虐待通報」という項目は、発見した方から当センターへの通報件数を示すとの解釈でいいと思いますが、この発見した方は、同資料に記載されている「友人・知人」等の項目と重複して計上していますか。

(事務局 脇)

重複はしていません。相談経路別新規相談件数は、芦屋市の虐待対応マニュアルのフローに照らし合わせると、相談があつて通報を受理したもののうち、新規の件数のみを挙げています。既に対応していた方が通報に挙がつて受理された場合は、新規として計上していないため、4名分の差があります。今までに相談がなかったケースで、虐待通報のあつたものが、29件であることを示しています。

(神部委員長)

今年度の芦屋市権利擁護支援センターの事業計画に関する報告に関して、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。

(事務局 細井)

計画は、少しずつですが確実に前進しております。特に社会福祉協議会では、研修のためのアンケート調査や、地域づくりの観点で権利擁護を地域に啓発する方法を、事前協議をしていただいています。

また、啓発した後に、それがどのような形で評価できるかが重要となりますので、その点も協議を重ねて、少しでも個別支援に繋がること、地域の方と一緒に支援した事例の報告ができることを目標に、事業を展開していく予定です。

(神部委員長)

権利擁護支援と一言で言うにも、内容は多岐に渡ると思いますが、地域住民側から、今特にこのことを学びたいという声はありますか。

(宮平委員)

ある地域では、一昨年は権利擁護支援センターの方を講師に迎えて成年後見に関する研修を、昨年は精神障害者の理解を深める研修を、今年は認知症サポーター養成研修を行いました。積極的な地域から、権利擁護の啓発を進めていきたいと思えます。

(中野委員)

モデル地区はいつできる予定でしょうか。

(宮平委員)

年内から年明けの予定にしております。

(事務局 山岸)

権利擁護という言葉は、総論では理解できても、難解な印象があるようで引いてしまうそうです。民生委員が日々の活動の中で困っていることが権利擁護支援ニーズに繋がるといように、各論から学ぶことが分かりやすいとの思いもあり、自身の活動にひきよせて考えられるよう、ワークショップを行う予定にしています。

(松矢委員)

地域の民生委員との関わりから活動を展開していくとのことでしたが、活動への呼びかけを想定している具体的な地域の団体はあるのでしょうか。

（事務局 細井）

現在は民生委員を対象に権利擁護の研修を想定しており、団体に働きかける具体的な内容はまだ決まっていません。障害者施設従事者等の研修を進めるうえでニーズが見えてくることも考えられ、その結果で進め方を検討していきたいと思いますので、また報告させていただきます。

（神部委員長）

今後は、若い世代の参加も重要となってきますね。

（事務局 細井）

権利擁護支援者の人材バンクへの登録は70歳が上限であるため、70歳以上の方からは、権利擁護支援者養成研修を受けても登録できないとのことのお声もいただいています。また一方で、自分ができる役割は、権利擁護支援を必要とする方と関係機関を繋ぐことや、権利擁護支援センターに相談するよう調整することだと得心された方もおられ、大切な人材に出会えたと思いました。元気な高齢の方には力を貸していただきたいという思いと、権利擁護支援で関わることで、高齢の方自身も元気になる糧となってほしいという期待があります。

若い方の育成は権利擁護支援に関わらず様々な分野で課題となっていますので、みなさんにもお知恵をいただきたいところです。

（魚崎委員）

高齢者虐待を予防するための若年層に向けた取り組みも、研修の中でも必要ではないかと思います。

（宮崎副委員長）

権利擁護支援者養成研修を既に受講された100名の内訳はどのようになっていますか。

（事務局 脇）

半分は一般市民の方で、半分は有資格者で、資格内容は、施設の相談員、ケアマネジャー、介護福祉士、行政書士などです。

（宮崎副委員長）

受講の対象年齢を25歳以上としているのはどういう理由からでしょうか。勉強する時間があるのは大学生だと思われ、大学のカリキュラムとマッチングできればと思いますが、その点はどのように考えていますか。

（事務局 脇）

権利擁護支援者養成研修の受講対象者は、地域で活動していただくための人材バンクに登録してもらえ、実際に活動していただける可能性がある方を対象としているため、学習目的である大学生は対象外としています。また、研修受講の上限年齢を70歳と設定したのは、市民後見を考えたときに、神戸家庭裁判所が原則的に75歳までと規定していることを参考にし、権利擁護支援者養成研修を受講していただく期間等を考慮したためです。

（宮崎副委員長）

芦屋市で人材バンクに何人の登録があれば、充足されたと考えることができますか。

(事務局 脇)

明確には分かりませんが、権利擁護支援ニーズのある方が増えているのは確かです。現在、人材バンクに登録している方も、全員が活躍できてはいません。需要があっても活動の日程が合わない場合や、マッチングで合わない場合もあります。大学生については、実習生から権利擁護や成年後見制度に関して学ぶ機会が少ないとの声、今回の研修に少しでも参加したいとの声もあり、大学生などが学ぶ機会としても大切だと考えています。

(宮崎副委員長)

この研修は、ボランティアで実施する、良い学びの場なので、若い世代の方を養成すること、また招き入れることを積極的にしていただけたらと思います。

(上田委員)

今年4月から堺市で堺市権利擁護総合センターが開設されたこともあり、私は堺市の高齢者、障がい者の相談機関35箇所全てを周り、ヒアリング調査を行いました。そこで見えたことの1つとして、地域包括支援センターが、その地域特性をよくご存知なので、地域活動をする際にはその知識を活かして、地域特性を反映したテーマの設定やターゲットの設定をすると、地域のニーズに合ったものを具体化していけると考えています。

また、堺市ではCSWを養成し配置しており、CSWは、高齢者でなく障がい者とも言えない、谷間のケースの課題に対して取り組んでいることが多く、地域の方々と権利擁護ニーズを持っている人の中で対立関係ができているケースや、地域排除されたケース等にも関わって調整していました。こういう課題を抱える地域は、それ自体が地域のテーマになっていて、例えばゴミ屋敷となっている方の支援どう考えていくのかというテーマで研修会を行うと、とてもリアリティのある内容になっていました。地域ケアが重要であることは今までも叫ばれています。今年度の芦屋市権利擁護支援センターの事業計画にも反映はしておりますが、今年度からは特に社会福祉協議会と共同で関わることでより具体化できますし、行政や他関係機関が持つ地域情報も合わせて、具体的に地域に合うテーマを設定すると、おのずと研修内容も具体化できるのではないかと思います。

(2) 養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告について

(事務局 奥村)

当日配布資料 1 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応フローの説明

(事務局 奥村)

高齢者に対する施設従事者等の虐待対応のプロジェクト委員会を、平成25年3月6日、5月22日、8月6日と3回開催しました。

協議の際は、芦屋市高齢者虐待対応マニュアルや、芦屋市障害者虐待対応マニュアル、日本社会福祉士会作成の「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」をもとに協議しております。

(神部委員長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(宮崎副委員長)

虐待の状況が傷害である場合の、警察への通報に関してはフローに載っていませんが、フローに載せて対応するのはどういう場面を想定していますか。

(事務局 奥村)

基本的には、虐待の状況を摘発するとの観点ではなく、状況を改善することを目的としたフローとなっております。ここで言う通報は Maybe なので、通報者の主観に左右されることも考えられるため、調査により事実確認や状況把握を行い、事態を改善することに重きを置いているため、警察への通報はフローに載せておりません。

(宮崎副委員長)

いじめの問題では、学校が校内だけで抱え込んでいる事態があるので、その点はどう考えていますか。

(事務局 奥村)

県に対しては、情報共有した時点で報告することになっているので、市で抱え込む状況にならないように想定しています。

(魚崎委員)

事実確認には医学的診断等も含まれるのでしょうか。

(事務局 奥村)

含まれます。事実確認の前の情報共有会議で、必要な情報の確認、事実確認や支援のための役割分担等を話し合います。

(神部委員長)

養護者による虐待の場合と比較すると、施設従事者等による虐待では県が施設の指定権者である場合もあるため、県と市との関係がより強くなると考えられますが、県とはどう連携することを想定していますか。県と市の調査が重複してしまうことになりますか。

(事務局 奥村)

施設からの資料提出の要求は、県と市は合同で行います。また、状況の評価結果に基づく改善勧告や改善命令も、県と市で協議して行うことになります。

(神部委員長)

未認可の事業所の対応についてはどう考えていますか。

(事務局 奥村)

今後の介護保険制度の仕組みに組み込まれる可能性もあり、今後検討する予定としております。次回のプロジェクト委員会は10月3日に開催予定です。

(事務局 細井)

このフローとともに、解釈やマニュアルも作成しており、内容についてはまたみなさまにご意見・承認をいただきたいと思っております。

(3) その他

無し

(神部委員長)

予定されていた議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会